

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ふくてっく

②評価調査者研修修了番号

SK2021201
S2022064
1201C029（大阪府）
2101C015（大阪府）

③施設名等

名称：	信太学園
施設長氏名：	野原 茂幸
定員：	44名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	和泉市太町376
T E L：	0725-41-0559
U R L：	http://www.kozu-gakuen.jp/shinoda/
【施設の概要】	
開設年月日	1953/2/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人高津学園
職員数 常勤職員：	22名
職員数 非常勤職員：	9名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	12名
有資格職員の名称（ウ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	調理師
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（オ）	医師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	児童居室14室、娯楽室2室
施設設備の概要（イ）設備等：	広いグラウンド、別棟の心理室
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

<p>【理念】法人と共通 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。</p> <p>【法人基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">一、利用者の個性を尊重し、明るく楽しい生活を提供する。一、社会性豊かな人格形成と、自立のための支援を行う。一、施設の専門性をもって、地域社会との共生、共助を目指す。 <p>【施設基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">一、業務改善を行い、職員の意欲を高める。一、職員の協力体制を強化し、支援向上を目指す。一、住環境の整備を意識しながら、事故発生を削減
--

⑤施設の特徴的な取組

施設長がリーダーシップを発揮して職員一人ひとりの個性を尊重し、風通しの良いチームワークを構築しています。同時に、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子ども本位の養育・支援に努めています。第三者評価を積極的に受審しています。
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/6/4
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/12/5
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和元年度（和暦）

⑦総評

【特に評価できる点】

■施設長のリーダーシップ

施設長は、法人内のほぼ全ての施設で勤務し、その豊富な経験を活かして管理者としての職務に務めています。実習生からアンケートをとり、自身を含む職員の間についての率直な意見に耳を傾け、社会的常識の共有に努めています。養育・支援の現場にもよく入り、子どもや職員との適切な距離感を保っています。ケース会議等において養育・支援の質の向上に関する具体的な考えを表明する一方、職員一人ひとりの個性を尊重し、性急な期待を押し付けることなく、じっくりと職員の成長と就労継続を期待しています。

■移行期の支援への取組み

入所する子どもには「しおり」にて学園からのメッセージを丁寧に伝え説明しています。またセンターとの連携のもと職員間で情報を共有し、入所をスムーズにするための配慮や受け入れ準備の話し合いも行われています。退所に向けては、その子の状況・状態に合わせた一定期間の一人暮らし体験に取り組んでいます。退所後は状況の把握に努め、いつでも相談を受けられる体制を整備するとともに、同窓会や夏祭りなど退所後の交流の場を設けています。

■子ども本位の養育・支援

子どもの意思表明権を尊重し、その表出する感情や言動をしっかり受けとめて、子どもが主体性を発揮できるよう支援しています。日常生活の中で、子どもの発達状況に応じた学びや遊びの場を保証して基本的欲求を充足しつつ、適切な指導で基本的生活習慣の確立や社会常識および社会規範等様々な生活技術が習得できるよう養育・支援に努めています。

■行動上の問題及び問題状況への対応

行動上の問題を生じやすい子どもの特性についてはあらかじめ職員間で情報を共有し、複数の職員で対応して、子どもたちが誰にでも相談できやすい環境となるように努めています。職員はいつでも他の職員と相談できることで心理的負担軽減となるように配慮してします。

【改善を求め点】

■事業計画の子どもや保護者等への周知

事業計画の内容は子どもの養育や生活に密接にかかわるものです。その理解を促すことは容易ではないものの、学園への信頼を深めるとともに保護者に養育への参画を促す意味でも、積極的に取組むことを期待します。

■地域の福祉向上のための取組

地域には支援を必要とする子どもや子育て世帯が多いなどの福祉ニーズが存在しますが、施設環境や人員配置の現状から、これらに応える取組に着手することができていません。

■標準的実施方法とそれを見直すしくみ

毎年度の年間事業計画書に標準的実施方法を記し、子どもを尊重する等の支援の基本姿勢が示されています。また多くのマニュアルも策定されています。しかしながら、これらの職員への周知および活用、さらには支援の実施状況を確認する取組みが不十分です。職員参画のもとで標準的実施方法を見直す仕組みの確立が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

NPO ふくてつく中北 様が丁寧に調査していただき感謝します。信太学園の職員が子どもとの距離感を大事にして、適切な関係に取り組んでいるところを高く評価していただけたと思います。職員一人ひとりの個性も尊重しながら、ケース会議等において、養育・支援の向上にも努めています。

移行期の支援への取組みでは、入所する児童への取組み、退所後の状況を把握して、相談体制や交流の場について、細かく確認していただきました。

子ども本位の養育・支援について、子どもの意見表明権を尊重していますが学園として、環境面、設備面の事情で応えられない現状を説明しました。そのうえで、適切な説明、指導で基本的生活習慣の確立に努めていると褒めていただきました。

行動上の問題及び問題状況への対応について、問題行動への対応は職員が苦慮しています。その中で職員の苦悩についてもヒヤリングしていただき感謝します。職員同士が情報共有して複数対応していますが、上手く対応出来ない場合が多いです。今後も他の職員と相談できる体制を活用しながら職員の心理的負担軽減に取り組めます。

改善を求め点、事業計画の子どもや保護者等への周知について、連絡方法を具体的に検討します。定期的な情報発信をして改善していきます。地域の福祉向上のための取組について、地域福祉のニーズの把握を実施し、学園としての人員配置の中で実践可能な地域支援に取り組めます。最後に標準的実施方法とそれを見直すしくみについて、ご指摘のとおり学園のマニュアルについては職員参画のもとで見直す場を設定します。子どもを尊重する等の支援の基本姿勢が向上するためにも、各マニュアル、支援方針の周知を共有できる体制の改善に努めます。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<p>信太学園（以下「学園」）は社会福祉法人高津学園（以下「法人」）が運営する児童養護施設等の1つです。ホームページ（以下「HP」）及びパンフレット等には法人理念や事業目的を記載し広く周知を図っています。さらに学園では支援目標・支援方針を定めており、目指す養育や支援内容を十分読み取ることができます。職員は毎月の全体会議にて、理念・基本方針及び倫理綱領を唱和し、その周知が図られています。子ども達には、入所時に配布するしのだがくえんのしおり（以下「しおり」）にて学園の務め等わかりやすく説明していますが、継続的な周知には至っておりません。また近年は子ども家庭センター（以下「センター」）からの一時保護委託を経て入所に至るケースが増え、保護者への説明が先送りになっておりますが、その周知についても継続して取組むことを期待します。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】	
<p>施設長は市の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）の委員を務め各種報告会等に参加し情報収集を行っている為、児童福祉施設の動向、地域の特性、経営環境の変化等について十分把握しています。本学園が府下で唯一の大舎制の児童養護施設であることも理解しています。地域のニーズとして「ショートステイ」「トワイライトステイ」を把握していますが、センターの方針や施設運営上の事情（ハード面の対応や措置費の関係）で一時保護を優先しています。今後はその具体的数値や潜在的ニーズの十分な分析に取組むことを期待します。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】	
<p>前述のとおり学園は大舎制であり、築50年を超えた園舎の老朽化への対策や運用面でのユニット化や個室化、分園化等への対応が課題となっております。施設長は学園内の各種会議や要対協から得た情報をもとに、学園のもつ課題や問題点を把握し、理事会等の法人会議にて役員と課題を共有しています。また全体会議にて法人各施設や学園の課題を職員に周知するとともに、収支決算等経営状況も報告しています。前述の地域ニーズに対する課題や人員配置、園舎の構造的な課題等、解決に向けて一層具体的に取組むことを期待します。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
<p>施設長は前施設長から中・長期的なビジョンを引き継いでおり、現在その見直しを主任・副主任と共に行っています。中・長期的な経営課題解決に向けて施設構成の再編を計画しており、地域小規模児童養護施設の設置と段階的な園舎の建替えを検討しています。その内容に関しては人材や物件、さらには財源を理事会と共有し、まず地域小規模児童養護施設を賃借方式で設置する方針としています。しかし運営にかかわる人材の確保や物件契約等は進んでおらず、また大舎制の良さを継続したい意向をもつ職員との調整も課題となっております。そういった課題解決への取組みを一層進め、中・長期計画の文書化とさらなる見直しを期待します。</p>	

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	------------------------------	---

【コメント】

施設の再編といった中・長期計画の具体的な内容は、単年度計画に十分反映されていません。事業計画については支援目標に基づき支援方針を6つに分け、さらに組織体制や上半期・下半期に行う事業計画、支援行事計画といった記載にて養育の具体的な内容とその実行の評価を行える内容となっています。しかしながら一部の行事予算計画があるものの、それ以外の具体的な収支計画や数値目標の記載はなく、その評価についても今後の課題となっています。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
---	---	---

【コメント】

事業計画は2013年に大きな見直しがあり、新たなひな形をもとに再策定されています。以降の事業計画は、そのひな形の変更はなく、近年の経営環境の変化に対し必要な項目の追加や内容の見直しは十分なされていません。職員組織図や職務分担表といった組織体制、行事担当の割振り表、支援行事計画といった内容については前年度の実施状況や職員体制、会議等からの職員の意見をもとに毎年見直しされています。それ以外の事業計画を手順や時期を定め、組織的に評価し見直しを行うことは今後の課題です。年度初めの職員会議では職員に事業計画を配布し周知への取組は図られています。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	---------------------------------	---

【コメント】

前述のとおり事業計画には学園が目指す支援目標や支援方針をはじめ組織体制や支援行事計画、自衛消防組織や教育娯楽費等、学園を運営するための様々な情報や学園が目指すものが記載されています。その内容は子どもの養育や生活に密接にかかわるものであり、理解を促すことは容易ではないものの、その取組みを行うことは大切です。子ども向けの「しおり」には事業計画等の一部がわかりやすく記載されています。また保護者に対しても養育への参画を促す観点から、その内容の周知に一層取組むことを期待します。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
-----	----------------------------	-------------

①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

センターから引継がれた子ども一人ひとりの実施計画表は担当職員及び主任、施設長で定期的に見直しを行っています。事業計画の支援行事計画に記載されている幼児や学童ごとの養育・支援内容については年度末に職員で見直しをしています。学園は毎年、第三者評価基準に則した自己評価と3年に一度第三者評価を受審していますが、その評価結果を学園全体として分析し課題を検討する会議や組織体制の構築には至っておりません。学園の特性をとらえた取組を期待します。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---	---

【コメント】

職員会議、連絡会議、ブロック会議、ケース会議といった各種の段階的な会議で、子どもの養育・支援の取組むべき課題は話し合われています。しかしながら各会議から得た課題は職員間で共有されているものの、その具体的な文書化については十分ではありません。また自己評価や前回の第三者評価からの結果を具体的に分析し課題解決に向けた、学園としての改善策の文書化とその実践、評価とふり返りについては今後の取組みとなっています。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b

【コメント】

施設長の自らの役割と責任については、令和6年度職務分担表や法人管理規定の職務分掌に明確に記載されています。さらに法人の定める人事基準には、部門ごとの職種や職責を定め施設長についても同様に文書化しています。年度初めの全体会議では事業計画書に施設長をはじめとした職員全員の職務を記載し配布説明しているものの、施設長自らの施設運営方針や役割等の表明は十分とは言えません。その方法を含めて今後十分な説明等にて職員への周知を期待します。

② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
-----------------------------------	---

【コメント】

施設長は法人が計画した外部研修に参画し、コンプライアンスやハラスメント等幅広く厳守すべき法令等の知識の習得に取り組んでいます。職員会議では研修報告を実施し職員への周知を図っています。さらに運営管理規定に沿って取引先や行政関係者等との適正な関係を保持しています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a

【コメント】

施設長は、法人内の障害福祉を含むほぼ全ての施設で勤務し、その豊富な経験を活かして管理者としての職務に務めています。実習生にアンケートをとって、自身を含む職員の言動についての率直な意見に耳を傾け、社会的常識の共有に努めています。養育・支援の現場にもよく入って、子どもや職員との適切な距離感を保っています。ケース会議等において養育・支援の質の向上に関する具体的な考えを表明する一方で、職員一人ひとりの個性を尊重して、性急な期待を押し付けることなく、じっくりと職員の成長と就労継続を期待しています。職員は、施設長の丁寧な指導のおかげで、笑顔で働くことができるようになったと、評価しています。

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
-------------------------------------	---

【コメント】

学園は、園舎が老朽化し大舎制からの移行も遅れていますが、施設長は段階的な施設分散化や建て替えの計画を進める中で、大舎制のよさを残すことや小舎化に伴う職務環境の変化にも配慮して職員とともに検討しています。人材の確保は難しく、職員の働きやすい環境整備にはなお多くの課題を残していますが、施設長は風通しのよい組織づくりに腐心しています。ICTの導入には、法人全体として消極的なこともあって進展していません。今後は、施設の分散化と経営改善、そして職務環境の改善といった多角的な課題を同時進行するうえで、施設長をトップとするプロジェクトチームを作るなど、組織的な体制の確立を期待します。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

【コメント】

正規職員の確保については法人が統括して取り組んでいます。学園としても、毎年、堺・泉州地域の児童福祉施設就職フェアに出展するなど積極的な人材確保に努め、必要な人材確保や人員配置、人材育成の基本方針を確立して鋭意努めています。ただ、これに基づく取組の遂行、目標達成は難しい現実があり、計画どおりの人材確保には至っていません。その中でも、新任職員に対しては手厚いサポート体制をとるとともに、施設長は職員一人ひとりと密に面談を重ねて職員の想いを受け止めて、職員の定着に努めています。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
---	---------------------	---

【コメント】

法人の人事考課制度に基づいて、職員個々の業績、態度・意欲、能力についての客観的な評価を実施して、人材活用を図る仕組みを構築しています。ただ、人事基準についての職員の理解は十分ではなく、完全な納得感を得られていません。施設長および主任は面談を通して職員の目標管理や意向・意見の把握に努めて、職員のスキル向上や適切な配置に努めていますが、職員の側には反発が残っています。職員一人ひとりの価値観や特性、福祉にかける想いに相違があることは当然であり尊重されるべきですが、組織としてその支援力を最大化するためには、職員の側にも組織の方針や求められる資質の基準を理解して順応することが求められます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
---	---------------------------------------	---

【コメント】

学園では、職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理に関する責任体制を明確にしています。法人としてストレスチェック制度を定めて、職員の心身の健康管理に取り組んでいます。勤務シフトを改訂して長時間労働を解消するなど就業環境の改善に努め、各種手当の改訂もしています。また、互助会規定を設けて様々な取組を実施しており、令和6年度からは法人全体の合同レクも企画していますが職員の積極的な参加は十分ではありません。今後は、組織運営管理についての職員の理解と協力を得て、働きやすい職場づくりを期待します。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
---	----------------------------	---

【コメント】

職員に期待することとして、①感謝の言葉が言える、②自分のできることを探せる、③遅刻をしない・報告書を遅れずに提出する、そしてなにより個性の発揮としています。前項で述べたように、福祉の職場には適用が難しいといわれる人事考課を導入して、職員の育成を図っています。期首の目標・行動計画の設定、9月の中間個別面談、2月の期末自己評価と面談、一次・二次評価、3月の最終評価決定と、職員一人ひとりの育成やその進捗状況の確認が行われています。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
---	--	---

【コメント】

前項で示したように「期待する職員像」を明確にしていますが、教育・研修の基本方針等に明示はしていません。施設長は研修という形式にはこだわらず、職員会議等の機会をとらえて随時に職員の支援技術や知識、勤務姿勢の向上に向けて助言・指導を行っています。新任職員には和泉会や市が開催する研修を受講させるほか、全職員にむけて外部研修の情報を提供して研修を促しています。職員は研修受講後は必ず研修報告書を作成・提出し、内容によっては職員会議で報告して内部研修としています。今後は、研修による養育・支援の質の向上にかかる実効性の評価を行って、研修内容やカリキュラムの見直しを徹底することを期待します。

註) 和泉会：堺市以南泉南地区に所在する児童福祉関係機関・団体でつくる連絡会

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

職員は一人ひとり「キャリアノート」に研修受講の記録や資料をファイリングし、施設長はこれを確認して職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況等を把握しています。職員も「キャリアノート」により自身の資質蓄積を確認して目標設定に活用でき、有意義な取組ですがその利用には個人差があります。外部研修の情報を提供して参加を勧奨していますが、勤務シフトに余裕がなく十分な機会が確保されているとは言えません。新任職員に対する適切なOJTを実施するための属人化しない体制や、職員各層の専門性に応じたスーパービジョンの体制の確立を期待します。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
---	---	---

【コメント】

令和6年度は17校から延べ約50名の実習生（ほぼ保育実習）を受け入れています。実習指導には3～4名の担当職員を配置して、派遣校の実習プログラムを基本として指導しています。実習生には施設長が面談したり、アンケート調査を施すなどにより、その成果を確認しているなど、組織として適切な指導に努めていることが評価できます。今後は社会福祉士や看護師、司法修習生、社会福祉士ほか多様な専門職養成の実習受け入れを想定して、実習指導者に対する研修体制を確立することを期待します。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】	
HP等を活用して法人や学園の理念・基本方針、事業概要、財務状況を適切に公開していますし、第三者評価受審結果や苦情・相談の体制や対応状況も公開しています。ただ、学園が所在する地域に向けた情報公開は十分ではありません。今後は、開かれた学園として地域に小規模分散を図る上で、地域の理解や協力を得ることは重要な課題となります。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】	
学園運営における事務、経理、取引等に関するルールは職員に十分周知されているとは言えませんが、法人の経理規程に則って適正に執行されています。法人の事業規模に照らして、外部の監査法人による監査を受ける規模には該当しませんが、法人事務局が委託する会計専門家の助言を得て適正な経理・運営に努めるとともに、法人各施設の経理・運営を内部検証しています。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】	
地域の子ども会で開催されるバーベキューやだんじりなどの行事に参加したり、学園行事の夏祭りは地域の方や小学校、中学校へも声掛けしています。近くのリージョンセンターにある図書館を子どもたちは利用していて、本やDVDの借り出しができ、普段はあまり外出することのなかった子どもが出かけることが多くなりました。週1回お小遣いを渡して、近くのコンビニやドラッグストアなどを利用しています。学校の友人を園舎に入れることはありませんが園庭では一緒に遊ぶことができます。今後は地域との交流についての文書化への取組みを期待します。 注) リージョンセンター：市民と市が連携して地域活動やまちづくりを推進し、市民サービス向上を図るために設置された複合施設	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
【コメント】	
学園では外国人や学習ボランティアに来てほしいと考えていており、子どもへの学習指導については中学校教諭や学生アルバイトが活動しています。ボランティア側が期待すること例えば、なにかしらの達成感に応えるニーズというものは少なく、学園としてボランティアに期待するもの、導入する目的が明確に示されていません。ボランティア受入れに対する基本姿勢やマニュアルを整備して、学園にとっても、ボランティアにとっても有意義な取組みとすることを期待します。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】	
学園は学校や病院、地域内の施設などの社会資源を明示したリストを作成して、地域の連絡協議会や学校のPTA活動など地域の社会資源との連携を行っています。学園はインケアを大切に考えていて、退所後の養育・支援の継続性を念頭に、関係機関との連携や職員会議での情報の共有化の取組みを行っています。ただ、職員に社会資源のリストが周知されておらず、定期的に連絡協議会が行えていないのが課題となっています。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
---	--------------------------------	---

【コメント】

施設長は学校運営協議会に参加して、母子家庭が多いことや子育てサロンのニーズがあることなど、地域の福祉のニーズを把握しています。また地域の要対協に参加して、地域の福祉ニーズの把握に努めていますが、組織としての取組みが十分ではありません。今後は地域に向けた相談事業等を通じて地域の福祉ニーズの把握の更なる取組みに期待します。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
---	------------------------------------	---

【コメント】

以前はショートステイやトワイライトステイに取り組んでいましたが、コロナ後は取組めていません。学園行事の夏祭りは地域や学校関係へも声掛けして地域コミュニティづくりの貢献をしています。ただ、地域には支援を必要とする子どもや子育て世帯が多く、子ども食堂や交流広場など地域の福祉ニーズに取組みたいと考えていますが、現在の施設環境や人員は十分ではなく、今後の施設整備計画の中で取組めていないことが課題となっています。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者
評価結果

①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

学園では外国人や学習ボランティアに来てほしいと考えており、子どもへの学習指導については中学校教諭や学生アルバイトが活動しています。ボランティア側が期待すること例えば、なにかしらの達成感に応えるニーズというものは少なく、学園としてボランティアに期待するもの、導入する目的が明確に示されていません。ボランティア受入れに対する基本姿勢やマニュアルを整備して、学園にとっても、ボランティアにとっても有意義な取組みとすることを期待します。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

子どものプライバシー確保については「しおり」に記載し、職員会議等で取り上げています。大舎制で個室が提供できていませんが、中・高生には個人スペースの確保や子どもの年齢や性別による入浴時間の調整を行い、プライバシーポリシーについての掲示をして子どもにも周知しています。職員は子どもを叱る際には、他児に見られないよう配慮したり、夜尿をした際の着替えを見られないよう、カーテンで仕切ったスペースを用意し、プライバシーに配慮した養育支援を実施しています。今後はマニュアルを整備し、職員研修を通してプライバシーに配慮した養育・支援の徹底を期待します。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
---	---	---

【コメント】

理念や養育・支援の内容、法人の紹介を記載したパンフレットや「しおり」を作成しています。「しおり」には一日の生活や個人の持ち物について、ルールやプライバシーなど生活全般について書かれており、保護者には直接説明する機会は少ないのですが、子どもには入所時に説明しています。学園の概要や子どもの生活状況などの情報を公開するHPは法人が管理しています。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
---	--	---

【コメント】

保護者に対してはセンターが学園での養育・支援の内容を説明し、同意を得てその書面は学園で保管しています。日々の養育・支援では子どもが主体となるように、子どもがどうしたいのかを汲み取ることを基本姿勢としています。学園の生活が始まって問題が生じたときに内容によってはケースワーカー（以下、「CW」）と一緒に養育・支援の内容を子どもに説明しています。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
---	--	---

【コメント】

措置変更時にはアフターケア担当を定めて、再入所の措置も同様に個々の子どもの事情などを汲んで対応しています。退所時には子ども等に対して、その後の相談方法や担当者について記載した書面は渡していますが、住所や電話番号の変更となった場合の子どもからの伝達がなく、退所後の連絡の手段が途切れる場合があることが課題となっています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

生活アンケートを実施し、日々の学園での生活状況について調査しています。調査結果は、アンケート初期フォロー委員会にて内容について分析・検討し、その結果を各ブロックの廊下に掲示しています。嗜好調査も定期的実施し、食堂にはその結果をを掲示しています。月に1回、職員も参加して、各児童会（小学生、中高女子、中高男子）を開催し、その後、職員による児童会議を開催し、課題解決に向けて話し合いを実施しています。子どもの満足向上を目的とする取組はさまざま実施していますが、職員はまだまだ、できることがあると感じています。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

法人では「苦情解決事業実施要綱」を定めています。入所時に配布する「しおり」には、苦情解決担当者氏名を明記し、困ったことがあったら相談するように説明しています。学園の事務所棟玄関には、苦情解決第三者委員名が記入され、苦情解決のしくみが掲示されています。しかしながら、子どもたちの玄関には掲示できていません。法人の苦情解決委員会では各施設の苦情内容を報告・検討し、第三者委員からの助言も得て、申し出側のプライバシーに配慮し、法人のHPにおいて公開しています。学園に寄せられた苦情に対しては、内容を検討し迅速に対応し、さらに他施設の苦情の内容も含め、全体会議等で報告して、職員へ周知しています。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

「しおり」には、困ったことがあったら相談するようにと明記し、説明しています。入所時に「こどもの権利ノート」を渡し、内容を説明するとともに、権利ノートに用意されている大阪府への「はがき」の使い方についても説明しています。意見箱を複数個所に設置して、施設長だけが開封するというルールを子どもたちに伝えています。さらに、職員と1対1で、好きなことができる時間（30分程度）を設けたり、コーヒータイムを設けて、子どもたちが相談や意見を述べやすい環境を整えています。「面会室」を生活棟とは別のところに用意し、センターのCWとの面談や保護者等との面会に使用しています。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

相談や意見を受けた際にどのように対応するかというマニュアルは整えられていませんが、ルールは明確にしています。鍵付きの意見箱は、施設長のみが開けることができ内容を確認し、内容に応じて児童意見箱会議等において協議したうえで、意見に対してどのように解決したかについて施設長からの報告として各ブロックごとに掲示しています。児童会での意見に対しては、児童会議でも課題解決への話し合いを行っています。今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順等を文書化することを期待します。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---	---

【コメント】

リスクマネジメントに関する責任者を施設長としています。事故報告書・ヒヤリハット報告書の書式を整えています。各建物、園庭、グラウンド等と子どもたちの活動範囲は広く、死角となるところも多くあり、蜂等の害虫も発生しやすい環境です。事故につながりかねなかった出来事を報告する書類がヒヤリハット報告書です。事故防止の入り口として捉え、日付や5W1Hを簡潔な文章で記入できるような書式を整え、事例を集め、事例が起きやすい時間帯や場所を全体会議等で話し合い、対策等を検討することで、子どもたちの安心安全な生活につながるとともに、支援の質の向上にもつながることに期待します。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>環境衛生委員会を設置し、感染症対策等の取組を実施しています。医薬品の管理等のマニュアルや感染症予防のマニュアルを整えていますが、定期的な見直しは実施できていません。複数人の子どもたちで部屋を共有していますが、発症した子どもは、静養室等に隔離し、感染拡大を防止するように適切に配慮しています。また、発生時には連携医療施設を受診し、時間外の場合は医療相談電話を活用して速やかに対応しています。職員は子どもたちに年間を通して、手洗いやうがい等の基本的な感染症対策をしっかりと行うように声をかけています。今後は、感染症予防対策等を含めた知識を深めるための勉強会等を開催することに期待します。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【コメント】		
<p>災害時の職員の安否確認は、一斉メールを送信して把握し、子どもたちの安否確認は、在園児と外出児を確認し、外出児には、電話等で必ず学園に連絡を入れることをルールとして伝えてあります。火災の発生場所を変えて、毎月避難訓練を実施していますが、地震や不審者等を想定した避難訓練は実施できていません。災害時に備えた備蓄量は、60人×3日分を備蓄し、リストを作成し消費期限等を把握し管理しています。「事業継続計画書」(BCP)は、法人で作成し令和6年度内に完成予定です。学園の立地環境を鑑み、完成したBCPを活用して非常時に優先的に実施する業務を整理し、優先業務を継続できるよう準備する等、全職員で学ぶ機会を設けることに期待します。</p>		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】		
<p>各種支援マニュアルが作成され、それとは別に毎年の「年間事業計画書」の支援行事計画には、幼児・小学生・中学生・高校生それぞれに標準的な実施方法が文書化されています。その内容は、子どもを尊重する等の支援の基本姿勢が示されています。しかしながら、標準的な実施方法について職員への周知がなされていません。周知されていないため、実施できているかどうかを確認する仕組みも整っていません。24時間365日シフト制で養育・支援をする上で、子どもの安定した生活を保障するためにも、職員間の情報共有とともに養育・支援については組織としての標準化が求められますし、実施されているかを確認する仕組みづくりにも期待します。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】		
<p>毎年の「年間事業計画書」に標準的な実施方法が掲載されていることを職員が認知できていないために、マニュアル等の有効活用ができていない状況です。また、職員参画のもと必要に応じて、さらに定期的に見直し仕組みも確立できていません。マニュアル等は、日々の養育・支援の羅針盤となるだけでなく、困難事例等を取り上げるケース会議においても判断の指針となります。そして、その結果として標準的な実施方法の見直しに活かすことができると思います。そうした取組は、組織としての養育・支援の質の向上に欠かせません。定期的に必要な見直しが行われることを期待します。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】		
<p>大舎制のため、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うことが困難な状況の中、担当は子どもに寄り添った「自立支援計画」を策定しています。センターから「アドミッションケアからの援助計画」が示されます。インケアとしては、子どもの月目標や目標に対する取組み、CWの面談や日々の生活状況がまとめられた「児童処遇記録」を毎月作成し、半期ごとに「観察指導記録」としてまとめています。「自立支援計画」は、学園の心理士も加わって行われるケース会議の中で、センターのCWや心ケアの心理司からの意見等も踏まえて、担当職員が作成し、主任・リーダーがチェックし施設長が確認しています。</p>		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】		
<p>「自立支援計画」は、半期ごとに適切に作成しています。ケース会議や各種会議では、子ども一人ひとりの様子を報告し共有しています。会議の結果「自立支援計画」の見直しが必要な場合は、適切に見直しを実施しています。今後は、虞犯行為や性問題を起こしたような場合等、養育・支援の方法を緊急に見直すべき際の子どもの意向確認の手法や見直す仕組みや手順を整えることを期待します。</p> <p>註) 虞犯：まだ触法には至っていないが、環境・性格などから将来的に法を犯す恐れがあるとみなされる。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】		
<p>養育・支援の実施状況の記録は、日報や「児童処遇記録」「児童観察記録」等、統一した様式によって記録しています。全体会議等に参加できない職員には、会議記録で情報共有していますし、パスワードで管理しパソコン上でも記録等を確認できるようにしています。今後さらなる取組みとして、記録内容や書き方に差異が出ないように勉強会等の機会を整えることを期待します。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】		
<p>法人のHPに個人情報保護方針が定められ、就業規則第6条に機密保持の規定、6条の2には特定個人情報を取り扱う職員の責務を定めています。子どもの記録等は、事務室の鍵のかかる棚で管理し、保管や破棄の期間については法人の文書取り扱い規程において定めています。また、個人情報保護規程の中で、保有個人データの開示等の規程も定めています。個人情報の取り扱いについて保護者等への説明は難しい状況ではありますが、それらの手法について、研修等で学ぶ機会を設けることに期待します。</p>		

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果	
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
【コメント】		
<p>「児童養護施設・障害者福祉施設等における人権侵害事案等への予防と対応マニュアル」を整備し、さらに法人研修を実施し職員への周知を図っています。しかしながら法人研修は毎年実施されるものの、すべての職員の参加ができておらず、マニュアルの活用も十分ではありません。その見直しと周知、活用を今後期待します。ケース会議では個別かつ具体的に子どもの権利擁護について話し合う機会を設けております。令和6年度からは子ども一人ひとりから聞き取りを実施し、権利侵害の早期発見への取組を行っています。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
【コメント】		
<p>入所時に「しおり」や子どもの権利ノートにて、権利に対する理解を深める取組をしています。「しおり」には「健康で安心して育つことができる権利」「他の人にも同じ権利があり幸せを保障するという義務」等を子どもに分かりやすいメッセージで伝えています。しかしながら、職員の子どもの権利に関する学習である法人研修には、全員が参加していません。学園でも明確な研修はありませんが、諸々の会議で学習機会は設けています。大舎制の集団生活での子ども同士のトラブルを防ぐ取組として、令和6年度から中高ブロックの子ども一人ひとりからの聞き取りを実施しており、日々の養育の中で権利への理解に努める組織的な取組みが行われています。</p>		

(3) 生き立ちを振り返る取組

① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
---	---

【コメント】

職員はセンターが実施するライフストーリーワーク等の研修に参加し、知識を生かす取組をしています。各ブロック会議やケース会議にて、子ども一人ひとりの生き立ちの確認やその伝え方について職員間で話し合いを持ち、その共有や子どもへの対応に生かしています。年間の行事等の写真を常に収集し、施設内で掲示するとともに、退所時に渡すアルバム制作のための準備を行っています。しかしながら写真の整理やアルバム制作や振り返りを、子どもと一緒にしながら生き立ちを振り返る、といった取り組みは十分ではなく今後の取り組みに期待します。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
---------------------------------------	---

【コメント】

信太学園職員倫理規定を定め、子どもへの聞き取りを施設長が定期的実施しています。さらに施設内虐待防止チェック体制として①生活アンケート②児童に対する相談時間の確保③意見箱の設置④リーフレット「あなたへの大切なお知らせ」の配布に取り組んでいます。法人としては啓発掲示物の資料を用意、自治会設置、苦情解決窓口掲示、地域や施設外からの情報と苦情に留意することを定めています。それらの取組は十分ではありませんが、児童会やそこでの意見を職員間で話し合う児童会議を実施し、子どもの意見を汲む取組は実施されています。被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料はセンターにて事前に配布されています。

(5) 支援の継続性とアフターケア

① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
---	---

【コメント】

「しおり」には入所する子どもを迎える学園からのメッセージがわかりやすく丁寧に記載され、不安への理解やこれからの生活にむけた配慮がなされています。新たに入所する子どもの情報は連絡会議を通じて職員間に周知し、入所をスムーズにするための配慮や受け入れ準備の話し合いも行われています。近年の入所は親子や家族間の問題による措置入所が増え、その配慮は難しい傾向にあります。センターと連携を十分に行い移行期の生活の安定に配慮しています。家庭復帰に向けた学園内で親子で過ごせる環境の整備は、十分とは言えません。今後その整備に期待します。

② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
---	---

【コメント】

大舎制の施設環境の中で、自立支援室を設けリービングケアに取り組んでいます。その子の状況・状態に合わせて、一定期間一人暮らしの体験していますが、その環境が十分整備されているとは言えません。まとまった費用を渡し家計簿をきちんとつけて、学校やアルバイトに遅れないように見守りながら支援をしています。退所後も相談できる窓口を設け、退所児の状況の把握に努め、いつでも相談を受けられる体制を整備しています。本人からの連絡だけでなく、退所児同士のつながりを大切にし退所後の連絡が途絶えないよう取り組んでいます。退所後に集まれる機会を大切に、同窓会を実施したり夏祭りに退所児を招待するなどの交流の場を設けています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者
評価結果

① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
---	---

【コメント】

職員は子どもの個性を尊重し、明るく楽しい生活を提供することに努めています。また、子どもの成育歴よりも普段の生活における子どもとの関わりの中で、一対一の時間を設けて子どもの心を理解しています。施設長は職員一人ひとりの笑顔が失われないように配慮するとともに可能な限りの業務改善を行って、職員の協力体制の強化と支援力の向上を図り、職員もそれぞれの知見や経験を活かして子どもを受容的に寄り添って支援しています。毎年実施していた子どもへのアンケートは令和5年度はたまたま実施できませんでしたが、令和6年度に評価機関が実施したアンケートによれば、子どもたちは職員に信頼を寄せていることが読み取れます。

②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
---	--	---

【コメント】

子どもには、例えば小遣いを増やしてほしいといった個人的な要望もあって制度上十分に応えることができない面があります。ただ、子どもとの対一の時間を設けて、子どもの権利としての基本的欲求（自発性・有用感・関係性・社会的承認欲求）や愛着形成、生活リズムの習得、生理的欲求の充足に向けて職員の努力が認められます。学園では大舎制施設における集団生活のルールの中で、子どもの年齢ごとに配慮して日常のプログラムを組んでいますが、ユニット制のように担当職員の裁量で子ども一人ひとりの状況や要望に柔軟に対応することは十分ではありません。

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
---	---	---

【コメント】

職員は子どもの行動を見守り、適切に「褒める」「叱る」「教える」ことを通して子どもが主体的に自己解決する力を育むよう支援しています。また男女別、学齢別に児童会を設定して、子どもへの連絡事項や注意事項を伝えるとともに子どもの意見・要望を聴取して可能な限り応えています。ただ、多くは集団的生活や養護施設としての仕組みに沿うものではなく、必ずしもそのすべてに思い通りの対応はできず、児童会が子ども自身が自らの生活を主体的に考えて構築する仕組みとはなり切れていません。例えば園舎まわりの園芸など、子どもたちが協同して取り組めるテーマについて子ども主導の計画実行を支援するような取組を期待します。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
---	------------------------------	---

【コメント】

ケアニーズの高い子どもの増加や、事務量の増加などがあり、職員は子どもとの関わりを思い通りに実践しきれないことを悩みつつ、子どもの宿題を支援するほか可能な限りの工夫に努めています。中学校教諭が定期的に子どもの学習支援に来てくれています。学びや遊びに関する情報提供やボランティアの導入は十分とは言えませんが、子どもたちは地域のリージョンセンターを利用したり、フットサル等の大会に参加しています。また、広いグラウンドがあることも学園の強みです。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
---	---	---

【コメント】

職員は「正しい生活を送りま表」を用いて、子どもたちに適切な生活習慣を習得させようと努めています。高校3年生からソーシャルスキルトレーニング（SST）を受けさせています。また、居室の清潔保持には月1回のお掃除デーを設けていますが中高生はマイペースであり、職員も十分には関わることができず、徹底できていません。職員は、生活の営みを通して基本的生活習慣や自己管理のスキルの習得を支援していますが、子どもたちの理解と習得状況は十分ではありません。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
---	--------------------------------	---

【コメント】

食堂は調理場と隣接しており、子どもそれぞれの生活時間に応じて適時適温の給食を提供しています。食堂は園舎では唯一男女が一同に会する場となっていますが、子どもたちは年齢別・性別に楽しく会話しながら食事をしています。職員も子どもたちとともに食事しながら、男女間の不適切な交流につながらないように注意していますが、場の明るさを阻害するようなものではありません。ただ、食事を終えた後に、男女間の接点をなるべく少なくするように取り組んでいます。調理実習は、別棟の職員休憩室を活用してすべての子どもが年1回は経験できるようにしていますが、機会を増加することを期待します。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
---	---	---

【コメント】

年2回、小学生は職員と一緒に、中高生は自分で衣服の購入をしています。子どもの衣服は専用の棚やタンスに保管できるスペースがあり、職員と相談しながら日々のTPOに合わせた衣服の選択などを行っています。洗濯は専用スペースがあり、小学生は職員が、中高生は自分で洗濯をしています。

(4) 住生活

① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

b

【コメント】

大舎制で、一部屋を和室は3～6人の幼小学生、洋室は3人の中高生が使用しています。中高生にはベッドや机、カーテンなどで自分のスペースをつくることを推奨していて、職員はなるべく子どもの要望に応えようとしています。週1回、子どもたちによるタンスの中や机の上の整理整頓、エアコンの清掃や窓ふきをするクリーンデイがありますが、部屋の整理整頓や清掃の習慣を身につけることに課題があります。また網戸がよく外れたり雨漏りが頻繁にあるなど建物の修繕に対して速やかに対応できてない課題があります。

(5) 健康と安全

① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

学校が実施する子どもの定期健診と、月1回の幼小児童会時に子どもの身長、体重の測定を元に、健康状態や発達状態を確認しています。何かあればすぐに連携医療施設を受診し、通院時間外は医療相談電話を活用するなど、医療施設との連携を密にしています。薬については職員室で管理し、服薬時に職員による2重チェックを行っています。ただ、施設内での医療専門職による研修は十分ではありません。今後は医療や健康に関しての知識を深める取組みを期待します。

(6) 性に関する教育

① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【コメント】

年3回、「きらめき」という性教育を行い、子どもたちは年齢に応じて心理士と1対1で自分と相手を大事にする方法等を学んでいます。中高生児童は年1回、和泉会主催の性教育の講演会を聞きに行っています。職員に性教育に関する知識をもってもらい、職員に子どもが言いやすい関係の取組みをしています。ただ外部から講師を招いて子どもへの学習会などが実施できていないのが課題となっています。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

行動上の問題を生じやすい子どもの特性についてはあらかじめ職員間で情報を共有し、複数の職員で対応して、子どもたちが誰にでも相談しやすい環境となるように努めています。職員はいつでも他の職員と相談できることで心理的負担軽減となるように配慮してします。

② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

b

【コメント】

法人が暴力問題調査票を用いて子ども一人ひとりの聞き取りを実施し、子ども間のトラブルの内容把握や予防に努め、被害児童フォロー記録を作成しています。建物の死角となるところでトラブルがあり、見回りや見守りを実施していますが、配慮しきれていない場合があります。施設長は職員会議等で、子ども間に生じる暴力やいじめ、差別に対して、組織全体で取り組む養育・支援のあり方を示しています。子ども間の暴力やいじめなどが生じた際の一人部屋の確保が不十分で課題となっています。

(8) 心理的ケア

① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

b

【コメント】

心理的ケアが必要な子どもに対しては、心理士が心理支援プログラムを作成の上、そのプログラムに基づいてカウンセリングを実施しています。プレイセラピーの導入を必要に応じて行って、心理的に支援の必要な子どもはセンターにも心ケアに行っています。心理士は外部の専門家からSVを受けていて、職員に対しては心理士が心理的ケアについて職員会議やケース会議で助言しています。子どもについての情報共有の取り扱いは職員間で慎重に行っていますが、職員間の連携が強化されていないことが課題となっています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

b

【コメント】

小学生は、職員と一緒に学習習慣が身につくように、学校から帰ったら宿題をするように見守り支援を行っています。中高生で、消灯後も勉強したい子どもには、テレビ室を提供しています。中学校の先生が来園して学習支援を実施したり、希望者は塾に通うこともできる等、子どもたちの基礎学力向上を支援しています。障がいのある子どもには、特別支援学校（級）への通学も支援しています。大舎制のために、静かに落ち着いた学習環境の提供は難しいところです。学習の保障は子どもの未来に必須であることを考慮した環境づくりに期待します。

② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

進路の選択については、学校やセンターとも連携しています。職員は、自己決定に必要な進学先や就職先、各種支援事業や奨学金等の様々な情報を提供し、子ども自身が希望する進路へ進めるようにケース会議等で支援の方向性について情報共有しています。家庭支援専門相談員が、アフターケア支援窓口も担当しています。担当窓口だけがフォローをするのではなく、退所時の担当とも連携してその後の状況を確認し、相談にのっています。退所直後は、2か月ごとに子どもたちの様子を確認しています。毎年、夏祭りと同窓会が開催され、その都度、子どもたちの状況確認はできています。

③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

職場実習や職場体験については、各学校の取組みへの参加のみとなっています。アルバイトについては、一定の条件をクリアしなければいけないのではなく、自分自身でバイト先を見つけ働くことを奨励しています。職員は、子どもたちを見守りつつ支援に努めており、社会経験を積み、自分の行動に責任を持つことができるようになってきたと感じています。施設長は、地域会等に参加して、子どもたちのアルバイト先等の開拓に取り組んでいます。まだできることがあると感じています。今後も子どもたちの社会体験の場の拡大への取組を期待します。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

b

【コメント】

子どもたちの家族統合の窓口は、センターのCWが担っていますが、学園としても連絡が取れる保護者等との信頼関係づくりに積極的に取り組んでいます。家族等からの相談は、別棟を相談室とし環境を整えています。家族統合の手法は子どもによって異なるものの、まず、お互いが現状を十分認識できる期間を置いた後、面会の機会を設け、徐々に外泊期間を延ばしながら、子どもとの関係性が途切れないように実施しています。外泊から帰ってきた子どもの話をしっかり聞き取り「児童処遇記録」に記入し、職員間で情報を共有しています。今後は、家庭支援専門相談員の役割と責任を明確化することが求められます。

(11) 親子関係の再構築支援

① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

親子関係の再構築はセンターのCWが中心に進め、学園としては子どもたちの日常生活や一時帰宅後の様子等を伝える等、センターと協力しながら再構築支援を行っています。支援の内容や方向性についてはケース会議で検討しています。しかしながら、親子関係再構築等にむけた現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込み等に関しては、まだまだ課題を残しています。センターの役割を補佐することに加え、今後は、家庭支援専門相談員を中心として、子どもに寄り添う積極的なかわりが実施できるように、組織的なファミリーソーシャルワークを行うことを期待します。